

非常勤看護師の募集について

職 種	非常勤看護師
仕 事 の 内 容	青年期の学生の保健指導に理解と熱意があり、かつ、学生と真摯に向き合い、教職員、保護者等と協調して業務を行える方を求めます。 ①学生のメンタルヘルス対応 ②学生相談室におけるインテーカーの役割（学生相談等の対応を含む。） ③病気やけがの応急処置 ④学校行事における救護等 ⑤学生・教職員の保健衛生管理及び安全保持 ⑥学校保健安全法及びその他関係法令に定める学校保健 ⑦保健室及び学生相談室に関する事務 ⑧その他学生課所掌業務 ＊（変更の範囲）変更なし
雇 用 形 態	パート労働者
雇 用 期 間	令和8年10月1日以降できるだけ早い日～令和9年1月19日 ※産休代替職員のため、事情により雇用期間を更新する場合があります。 雇用期間の定めあり（4月未満） 契約更新の可能性あり（条件あり） 更新の上限の有無 あり
学 歴	高卒以上
必 要 経 験	医療機関等において臨床経験を有すること、ワード、エクセル等パソコンの基本操作、電話対応ができること。
必 要 資 格	正看護師免許
採 用 人 員	1人
年 齢	不問
就 業 時 間	応相談。時間外勤務、休日振替による休日勤務、学校行事等における出張あり。 【例①】10：15～17：00（休憩時間13：15～14：00） 【例②】11：30～18：15（休憩時間14：30～15：15）
休 日 等	土・日・祝、年末年始（12／29～1／3）、 週休二日制：毎週
年次有給休暇	4日（週所定労働日数5日）
従 業 員 数	140人、就業場所2人
加入保険等	雇用、労災、健康、厚生 退職金制度なし
定 年 制	なし ※ただし、任用基準あり（60歳以下） 勤務延長なし、再雇用なし
賃 金 形 態	時給 1,816円 賃金締切日：月末、賃金支払日：毎月17日（翌月）

通 勤 手 当	上限66,400円（通勤距離2km未満支給なし） マイカー通勤可
昇給・賞与	なし
提出書類	履歴書（写真貼付、自筆のこと） ※応募書類は求人者の責任にて廃棄
選 考 方 法	書類選考（1次）、面接（2次） 選考日時は後日連絡、選考結果通知14日後（郵送）
応 募 期 限	随時（採用者が決まり次第、募集を終了します。） ※封筒の表に「非常勤看護師応募書類在中」と朱書きのうえ、総務課人事係宛てに郵送又は持参 〒792-8580 愛媛県新居浜市八雲町7番1号 新居浜工業高等専門学校 総務課人事係
そ の 他	・在学生数（令和8年5月1日時点） 1,095人（男子 766人、女子 329人）※留学生含む。 ・業務従事に当たっては、令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となる場合があります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じることとなる可能性があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八條の二、第百八十一條第三項若しくは第二百四十一條の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一條の規定による改正前の刑法第百七十六條から第百七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二條第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三條の規定による改正前の盜犯等の防止及び処分に関する法律第四條の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一條前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三條 第二條第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四條第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二條の規定による改正前の刑法第十二條に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2條第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2條及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。